



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社
(コード番号 1925 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 大野 直竹
問合せ先 上席執行役員 IR 室長 山田 裕次
電話番号 (06) 6342-1400

当社並びに当社子会社従業員に対する
「従業員持株インセンティブプラン(E-Ship®)」の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の当社取締役会において、当社グループの従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ制度として、「従業員持株インセンティブプラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本プランの位置付け

当社グループは、平成 28 年度から平成 30 年度までの3年間を期間とする「大和ハウスグループ第5次中期経営計画」を策定し、本日公表いたしました。本プランは、第5次中期経営計画における業績目標の達成及び持続的な企業価値向上を目指すにあたっての株式インセンティブ制度の一環として当社グループ従業員を対象として導入するものです。

2. 本プランの目的

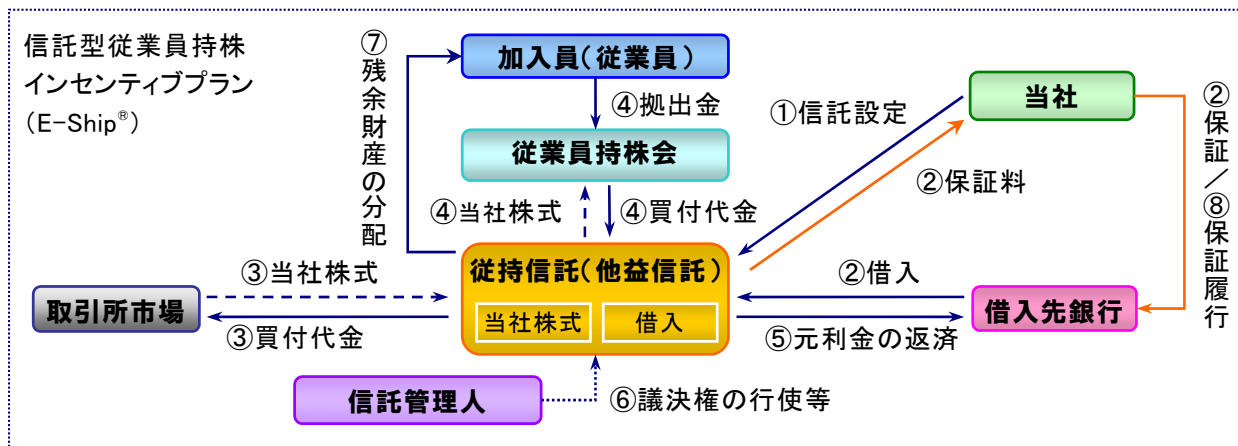
本プランは、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生を増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。また、本日付公表の当社取締役を対象とした「業績連動型株式報酬制度」、当社グループ経営幹部を対象とした「募集新株予約権(有償ストック・オプション)」との相互作用によって、経営トップから初級社員に至るまで役職員一人ひとりが自らの職責において経営参画意欲をさらに高め、その成果に報奨することにより、当社グループの持続的な発展に資することを期待し、企業成長を担う人財への投資として導入するものです。

3. 本プランの概要

本プランは、「大和ハウス工業従業員持株会及び大和ハウスグループ従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブプランです。本プランでは、当社が信託銀行に「大和ハウスグループ従業員持株会信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後3年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

4. 本プランの仕組み



- ① 当社が、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした従持信託(他益信託)を設定します。
- ② 従持信託は借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行い、当社は当該借入に対して保証します。当社は、かかる保証の対価として保証料を従持信託から受け取ります。なお、本件における借入先銀行は当社とは資本関係のない金融機関となります。
- ③ 従持信託は信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を取引所市場から取得します。
- ④ 従持信託は信託期間を通じ、③に従って取得した当社株式を、一定の計画(条件及び方法)に従って継続的に持株会に時価で売却します。
- ⑤ 従持信託は持株会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利金等返済に充当します。
- ⑥ 従持信託が保有する当社株式については、受益者のために選定された信託管理人が議決権行使等の指図を行います。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます。
- ⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、②記載の保証行為に基づき、当社が弁済します。

5. 従持信託の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 名称: | 大和ハウスグループ従業員持株会信託 |
| (2) 委託者: | 当社 |
| (3) 受託者: | 野村信託銀行株式会社 |
| (4) 受益者: | 受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。) |
| (5) 信託契約日: | 平成 28 年5月 16 日 |
| (6) 信託の期間: | 平成 28 年5月 16 日～平成 31 年5月 15 日 |
| (7) 信託の目的: | 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付 |

6. 従持信託による当社株式の取得の内容

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類: | 当社普通株式 |
| (2) 株式の取得価格の総額: | 11,600 百万円を上限とする |
| (3) 株式の取得期間: | 平成 28 年5月 19 日から平成 28 年6月 21 日まで |
| (4) 株式の取得方法: | 取引所市場より取得 |

(ご参考)

E-Ship®は野村證券株式会社の登録商標です。

E-Ship® (Employee Shareholding Incentive Plan の略称)は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP (Employee Stock Ownership Plan)を参考に、野村證券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した従業員向けインセンティブプランです。

以 上